

第3号議案 興野周辺地区における新たな防火規制区域の指定（東京都からの意見照会）

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

提 出 者 足 立 区 長 近 藤 弥 生

東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域を、別添図書のとおり指定するにあたり意見照会する。

（提案理由）

東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域（新たな防火規制区域）を指定するにあたり、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱第3に基づき、東京都から足立区へ意見照会があった。

この照会に対して回答するため、足立区都市計画審議会に提案する。

4 都市建企第 825 号
令和 5 年 1 月 5 日

足立区長
近藤 弥生 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

東京都建築安全条例第 7 条の 3 第 1 項の規定による
区域指定に係る意見照会について

日ごろより、都の建築行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、東京都建築安全条例第 7 条の 3 第 1 項に規定する「特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域」を、貴職の意見を踏まえ指定する予定です。

このたび、貴区における区域指定（案）を別紙のとおり作成しましたので、貴職の意見を賜りたく、下記の要領で回答をお願いいたします。

また、当該区域指定（案）を、住民に周知するとともに、都市計画審議会等に報告していただきますようお願いいたします。

記

1 回答期限 令和 5 年 5 月 31 日（水曜日）

2 回 答 先 東京都都市整備局市街地建築部
建築企画課 建築担当

■ 区域指定案

- ・ 区 域 足立区西新井本町三丁目及び扇一丁目各地内
- ・ 指 定 理 由

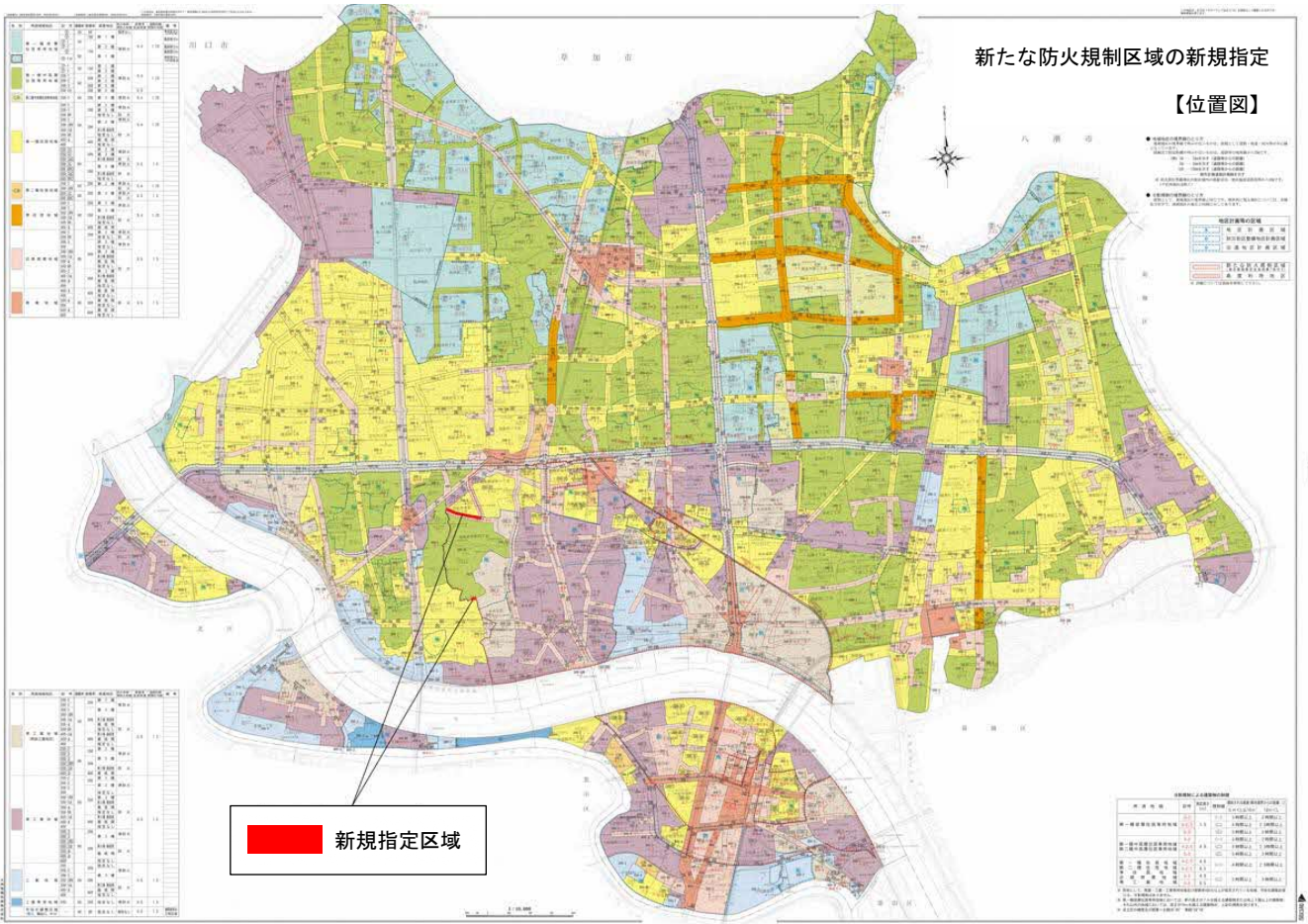
足立区西新井本町三丁目（一部）は、防災街区整備方針に基づく防災再開発促進地区に指定されており、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱（以下「要綱」という。）第2（6）に該当する。

また、地震に関する地域危険度測定調査（第9回）では、建物倒壊危険度及び火災危険度が評価ランク4の地域であるため、要綱第2（1）及び（2）にも該当する。さらに、防災都市づくり推進計画では、木造住宅密集地域に位置付けられており、要綱第2（4）にも該当する。

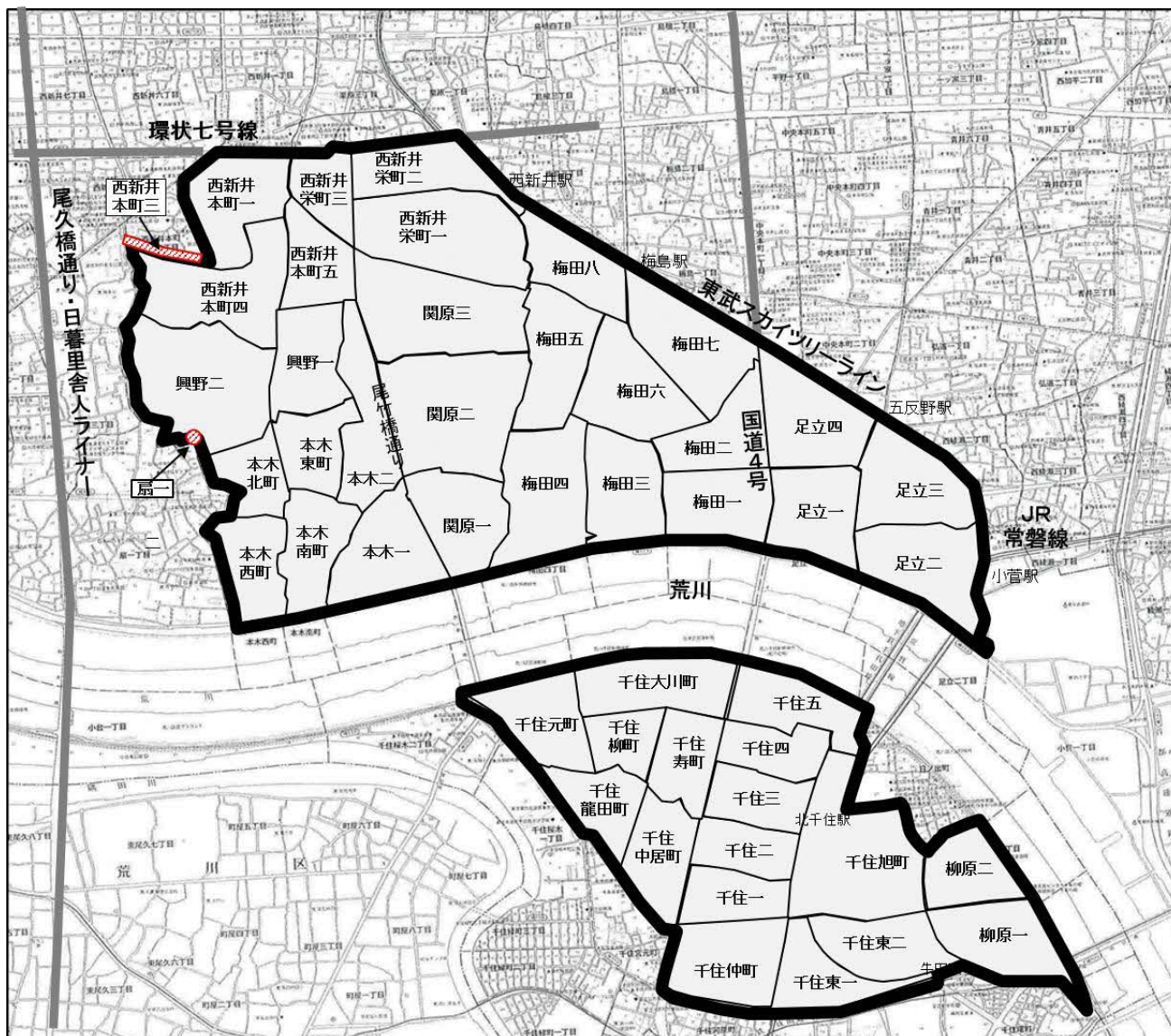
足立区扇一丁目（一部）は、防災街区整備方針に基づく防災再開発促進地区に指定されており、要綱第2（6）に該当する。

以上より、建築物の不燃化を促進し、より災害に強い街づくりを実現するため、東京都建築安全条例第7条の3第1項に規定する区域（新たな防火規制区域）として指定する。
- ・ 位置図及び区域図 別添1及び別添2

■位置図



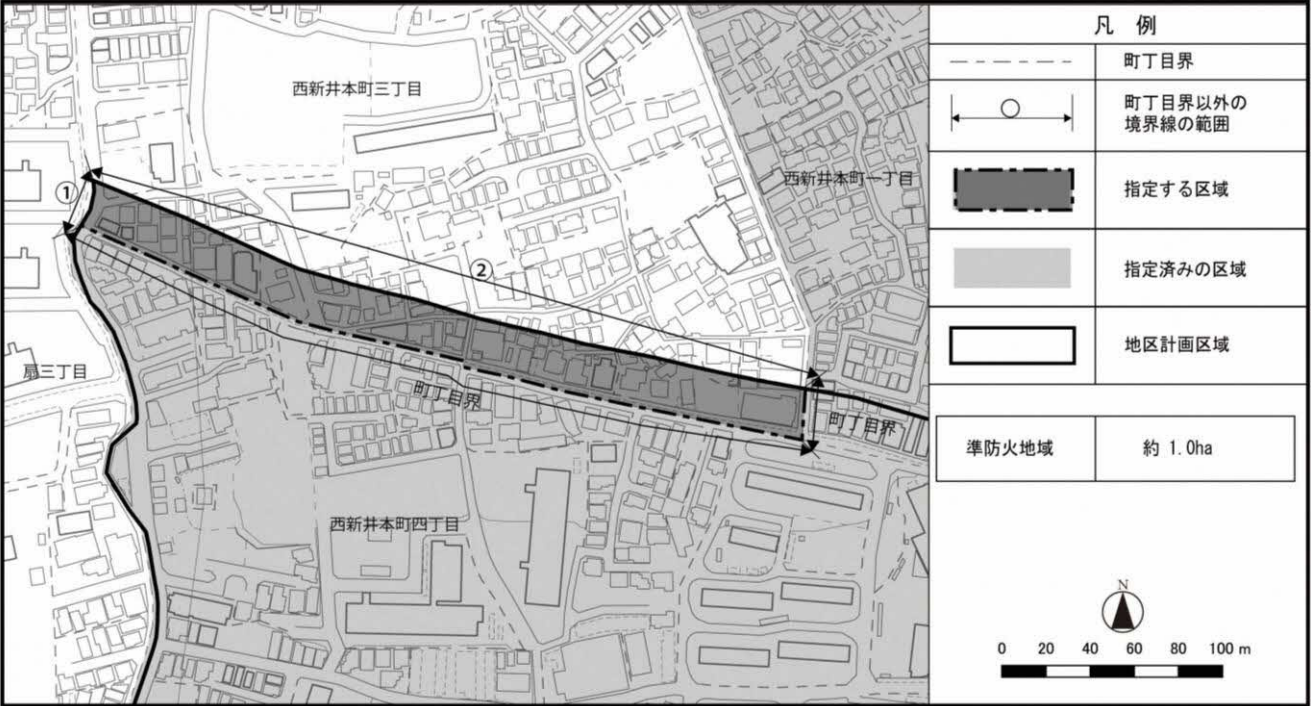
■新たな防火規制の指定区域図



	現在の新たな防火規制の指定区域
	新規指定区域

■ 区域図

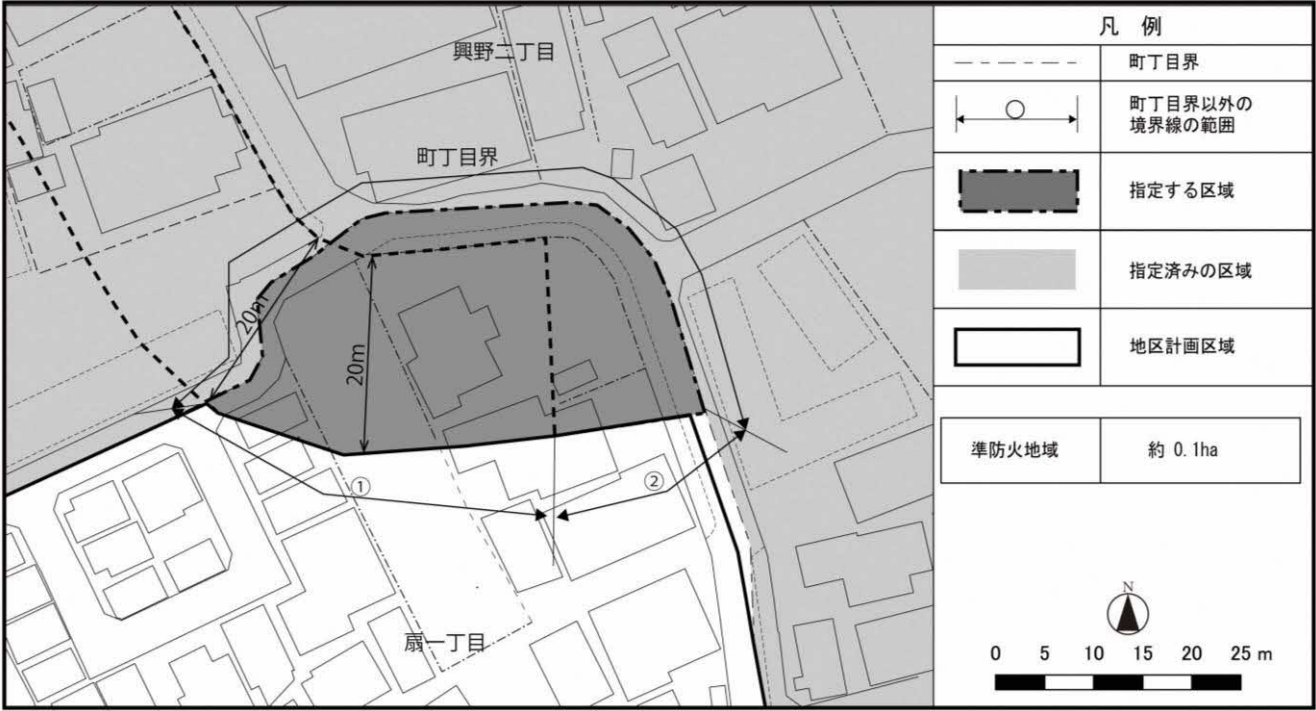
足立区西新井本町三丁目（一部）



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)MMT 利許第 04-121 号

図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	備考
①	興野周辺地区地区計画の境界線	道路の中心線（特別区道本木 363）
②	興野周辺地区地区計画の境界線	現況道路の北側境界から 20m（特別区道本木 135）

足立区扇一丁目（一部）



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)MMT 利許第 04-121 号

図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	備考
①	興野周辺地区地区計画の境界線	現況道路の南側境界から 20m (特別区道本木 195)
②	興野周辺地区地区計画の境界線	現況道路の南側境界から 20mの見通し線 (特別区道本木 195)

